

委員要求資料

① 年金額の国際比較の試算（一定の仮定の下での独自の試算）	… 1
② 保険料及び年金給付の対象となる所得月額の上限及び下限の各国比較（被用者）	… 5
③ スウェーデンの被保険者個人に対する年金予想受取額の通知の概要	… 6
④ 高齢単身世帯等の収入と支出に関する資料	… 7
⑤ モデル年金受給世帯における非消費支出の試算に関する資料	… 11
⑥ 積立金規模の将来予測（平成11年財政再計算）	… 14
⑦ 厚生年金・国民年金の運用状況	… 18
⑧ 厚生保険特別会計年金勘定歳入歳出・国民年金特別会計国民年金勘定歳入歳出	… 19
⑨ わが国の企業年金等の現状	… 21

年金額の国際比較の試算（一定の仮定の下での独自の試算）

1 試算の概要

アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリス、日本の5カ国について、仮に各国における平均的な賃金を有する労働者が公的年金制度に40年加入したとする場合に、各国年金制度上（2000年時点。スウェーデンについては1999年。）、理論的に受給する裁定時の年金月額及びその所得代替率を、厚生労働省年金局において独自に試算した。

男性単身、女性単身、夫片稼ぎ世帯（妻は40年間専業主婦と仮定。）、夫婦共稼ぎ世帯（男性単身モデルと女性単身モデルが夫婦となったと仮定。）の4パターンについて、年金額及び所得代替率を試算。試算方法の詳細については、以下のとおり。

① 平均賃金月額

各國政府統計機関が公表している、全産業の平均賃金月額（ボーナス込み年収の月額換算値（税・社会保険料控除前の名目賃金）。ただし、ドイツについては、製造業のいわゆるホワイトカラー労働者の平均賃金。

男性単身及び夫片稼ぎ世帯については全産業男子の平均賃金月額、女性単身については全産業女子の平均賃金月額。夫婦共稼ぎ世帯については、全産業男子の平均賃金月額と全産業女子の平均賃金月額の合計額。

日本については、2つの賃金統計を用いた。

◇ 毎月勤労統計

常用労働者を5人以上雇用している事業所で就業する全産業労働者（男性、女性ともに一般労働者及びパートタイム労働者を含む。）の現金給与総額及びきまって支給する給与の平均月額。

◇ 賃金構造基本統計調査

常用労働者を 10 人以上雇用している事業所で就業する全産業労働者（男性、女性ともに一般労働者（パートタイム労働者を含まず。））の現金給与総額及びきまって支給する給与の平均月額。

② 理論的な標準年金給付月額（40 年加入）

全産業の平均的な賃金月額を得る労働者（被保険者期間は一律 40 年と仮定。）が、各国年金制度上、理論的に受給する裁定時の年金月額として、厚生労働省年金局において独自に試算した数値である。したがって、試算値は、各国において給付水準設定の考え方として示されている年金額とは異なることに留意する必要がある。

スウェーデンについては、1999 年改革による新制度に 1999 年時点で完全に移行しているものと仮定して所得代替率を試算した上で、「理論的な標準年金給付月額（＝所得代替率×平均賃金月額）を試算（下記③参照）。

夫片稼ぎ世帯について、アメリカ及びイギリスは、妻の配偶者年金を加えて試算。ドイツ及びスウェーデンは、妻の年金はないものとして試算（スウェーデンの保証年金は考慮せず。）。日本は、妻の基礎年金を加えて試算。

③ 所得代替率

名目平均賃金月額に対する名目年金月額として試算。日本については、ボーナス込みの名目年収（月額換算値）に対する割合と、名目月収（ボーナスを除く）に対する割合の 2 つを示している。

税・社会保険料を年金及び現役時代の賃金各々から控除した後の手取り賃金に対する手取り年金の割合は、各国の税制、社会保障負担について十分な情報が得られていないため、試算していない。

スウェーデンについては、名目収入に対する保険料率（賦課方式部分のみ、14.64%。（16.94%（名目収入から被用者本人分の保険料を控除した残りの額に対する割合は18.5%。）から、積立方式部分の2.29%（同2.5%）を控除したもの。））に係る年金について、所得代替率を試算した。（除数については、スウェーデン政府が公表している2000年の除数見通し値である15.4を用いた。）具体的には、
所得代替率=40（被保険者期間）×14.64（%）÷15.4（除数）=38.0（%）

なお、アメリカ、ドイツ、及び日本では、この試算数値とは別に、各国当局において給付水準設定の考え方として示している所得代替率が存在する。

アメリカでは、平均的な賃金（名目収入）を有する労働者（被保険者期間35年以上）について、単身で、名目年金給付額が平均的な賃金（名目収入）の約44%となるよう、給付水準が設定されている。

ドイツでは、平均的な賃金（手取り年収）を有する労働者（被保険者期間45年）について、単身で、手取り年金給付額が平均的な賃金（手取り年収）の約70%となるよう、給付水準が設定されている。

日本では、平均的な賃金（手取り年収）を有する労働者（厚生年金の被保険者期間40年）について、片働き世帯で、名目年金給付額が平均的な賃金（手取り年収）の59.4%となるように給付水準が設定されている。

④ 為替レート

為替レートは、日本銀行が発表している裁定相場の年平均レート（2000年）を使用。（1ドル=108.3円、1マルク=51.0円、1クローナ=11.8円、1ポンド=163.8円）

年金額の国際比較の試算(被用者について)【一定の仮定の下での、厚生労働省年金局の独自試算】

国名	男性単身			女性単身		
	理論的な標準年金給付月 額(40年加入)(a)	全産業男子平均賃金月額 (b)	所得代替率(a/b (%))			
アメリカ [ドル]	1,200 129,966	2,769 299,883	43.3	990 107,245	2,104 227,863	47.1
ドイツ [マルク]	3,136 159,911	7,295 372,045	43.0	2,192 111,773	5,099 260,049	43.0
スウェーデン [クローナ]	8,056 95,061	21,200 250,160	38.0	6,688 78,918	17,600 207,680	38.0
イギリス [ポンド]	676 110,754	1,943 318,263	34.8	552 90,443	1,447 237,019	38.2
日本(その1) [円]		445,643 (353,071)	37.5 (47.3)		221,920 (181,313)	53.4 (65.3)
日本(その2) [円]		481,390 (370,300)	35.7 (46.5)		305,630 (235,100)	43.7 (56.9)
国名	夫片稼ぎ世帯			夫婦共稼ぎ世帯		
	理論的な標準年金給付月 額(40年加入)(a)	全産業男子平均賃金月額 (b)	所得代替率(a/b (%))	理論的な標準年金給付月 額(40年加入)(a)	全産業男子及び女子平均 賃金月額の和(b)	所得代替率(a/b (%))
アメリカ [ドル]	1,800 194,950	2,769 299,883	65.0	2,190 237,212	4,873 527,746	44.9
ドイツ [マルク]	3,136 159,911	7,295 372,045	43.0	5,327 271,684	12,394 632,094	43.0
スウェーデン [クローナ]	8,056 95,061	21,200 250,160	38.0	14,744 173,979	38,800 457,840	38.0
イギリス [ポンド]	834 136,537	1,943 318,263	42.9	1,228 201,197	3,390 555,282	36.2
日本(その1) [円]		445,643 (353,071)	52.5 (66.3)		667,563 (534,384)	42.8 (53.4)
日本(その2) [円]		481,390 (370,300)	49.7 (64.6)		787,020 (605,400)	38.8 (50.5)

(注1)諸外国の数値(年金給付額、賃金月額)は、上段が各国通貨による数値で、下段(イタリック体)が円換算値。為替レートは、日本銀行が発表している裁定相場の年平均レート(2000年)を使用。(1ドル=108.3円、1マルク=51.0円、1クローナ=11.8円、1ポンド=163.8円)

(注2)日本(その1)は、平均賃金月額について毎月勤労統計の数値(一般労働者及びパートタイム労働者を含む。)を使用。日本(その2)は、平均賃金月額について賃金構造基本統計調査の数値(一般労働者のみ。)を使用。

(注3)日本の平均賃金月額の上段は現金給与総額(=名目年収の月額換算値)。カッコ内の下段はきまって支給する給与額(=名目月収)。

(注4)日本の所得代替率の上段は名目年収(月額換算値)に対する割合。カッコ内の下段は名目月収に対する割合。

保険料及び年金給付の対象となる所得月額の上限及び下限の各国比較(被用者) ※1

(2000年)

国名	保険料率	保険料及び年金給付の対象となる所得月額		備 考
		上限 <small>※2</small>	下限 <small>※3</small>	
アメリカ	12.40% (労使折半)	6,350ドル (688,000円)	なし	・被用者は、所得に関わらず強制適用
ドイツ	19.10% (労使折半)	8,600マルク (438,600円)	630マルク (32,100円)	・低所得(月630マルク未満)で、かつ就業時間が定期的に週15時間未満の僅少報酬被用者の場合、事業主のみが12%の保険料を負担する。
スウェーデン	17.21% (本人7%、事業主10.21%)	25,084クローネ (295,200円)	746クローネ (8,800円)	・上限は、増額物価基礎額(消費者物価指数に応じて毎年改定。2000年は3,108クローネ)の8.07倍相当の所得額としている。 なお、保険料の事業主負担については上限はない。 ・下限は増額物価基礎額の24%に設定。保険料の事業主負担は、年1,000クローネ(12,000円)以上の所得のある被用者に対して賦課される。
イギリス	21.90% (本人10%、事業主11.9%)	2,464ポイント (403,700円)	287ポイント (47,000円)	・保険料の事業主負担については上限はない。 ・「所得月額一下限(287ポイント)」が保険料賦課及び年金給付算定の対象となる。 ・287ポイント～326ポイントの所得月額の被用者は、保険料負担なし。 事業主は保険料を負担する。(給付には反映される)。
日本	13.58% (労使折半・総報酬ベース)	620,000円	98,000円	・通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数の概ね4分の3以上である就労者は適用される。 ・標準報酬の下限については最低賃金法に基づく地域別最低賃金に、直近のサービス業を除く調査産業計(事業規模5人以上)の1ヶ月平均出勤日数を乗じたものを基準とする。 ・上限は現役被保険者(男女計)の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定。 ・98,000円未満の所得月額については98,000円とみなして、保険料及び年金給付の対象となる。

※1 各国における公的年金の被用者制度について、2000年を基準として比較。

※2 上限を超える所得月額は、上限の所得月額とみなして、保険料及び年金給付を算定。(上限を超える所得月額部分には保険料は賦課されず、年金給付算定対象にもならない。)
なお、上限は諸外国では毎年改定されている。(日本は財政再計算ごとに改定)

※3 ドイツ、スウェーデン、イギリスでは、下限は被保険者として強制適用対象となる最も低い所得月額。
なお、下限は、スウェーデン、イギリスでは毎年改定されている。ドイツでは最近改定はされていない。
ドイツ、イギリスでは、下限以下の所得であっても公的年金制度への任意加入が可能。

※4 日本円への換算レートには、日本銀行が発表している裁定相場の年平均レート(2000年)を使用。

スウェーデンの被保険者個人に対する年金予想受取額の通知の概要

1. 個人向け年金残高計算書

- ・ 18歳以上の全ての加入者に対し、賦課方式部分・積立方式部分の予想年金額、保険料納付及び運用記録を個人向け年金残高計算書として年1回報告。
- ・ オレンジの封筒で送られてくることから Orange letter と呼ばれる。

2. 個人向け年金残高計算書の具体的な内容

(1) 予想年金額

(通知時点までの保険料納付及び運用の記録に基づき、今後の給与伸率と退職年齢を仮定した時の将来年金額の試算を通知)

- ① 通知時点の平均給与の将来的な年間伸率を0%または2%と仮定した場合の、
61歳、65歳、70歳時点における予想将来年金額（現在価値）
- ② 通知時点における賦課方式部分の年金原資（保険料納付総額及びみなし運用益）
- ③ 通知時点における積立方式部分の積立残高

(2) 保険料納付及び運用の記録

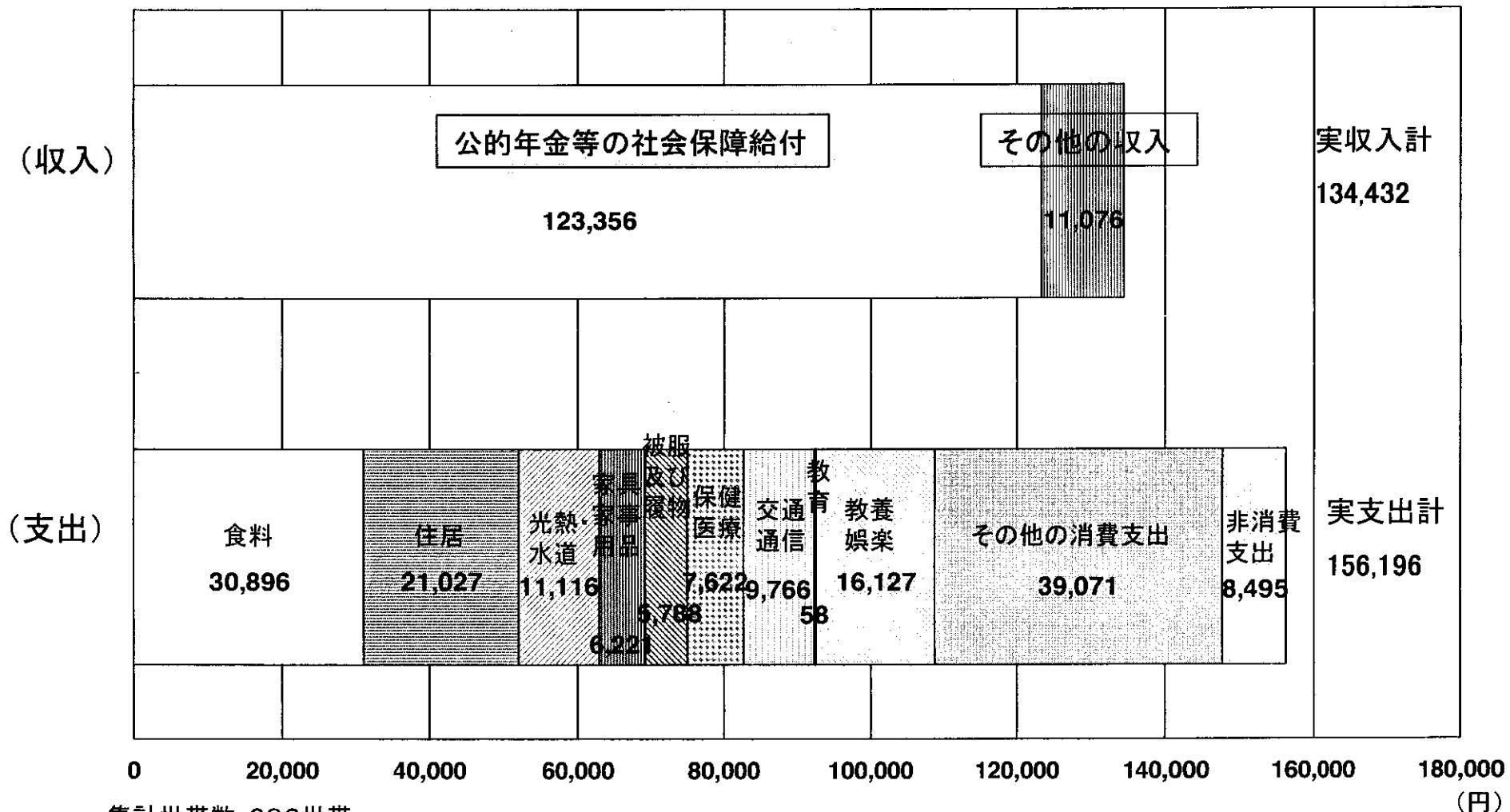
(1960年以降の保険料納付実績等の記録を一覧表として通知)

- ① 保険料算定の対象となった各年の所得額
- ② 賦課方式部分の各年の保険料額及びみなし運用益
- ③ 積立方式部分の各年の保険料額及び運用実績

高齢単身世帯等の収入と支出に関する資料

高齢(65歳以上)単身無職世帯の収入と支出(平成13年単身世帯収支調査)

○高齢単身無職世帯の公的年金等の社会保障給付をみると、消費支出の大部分がカバーされている。



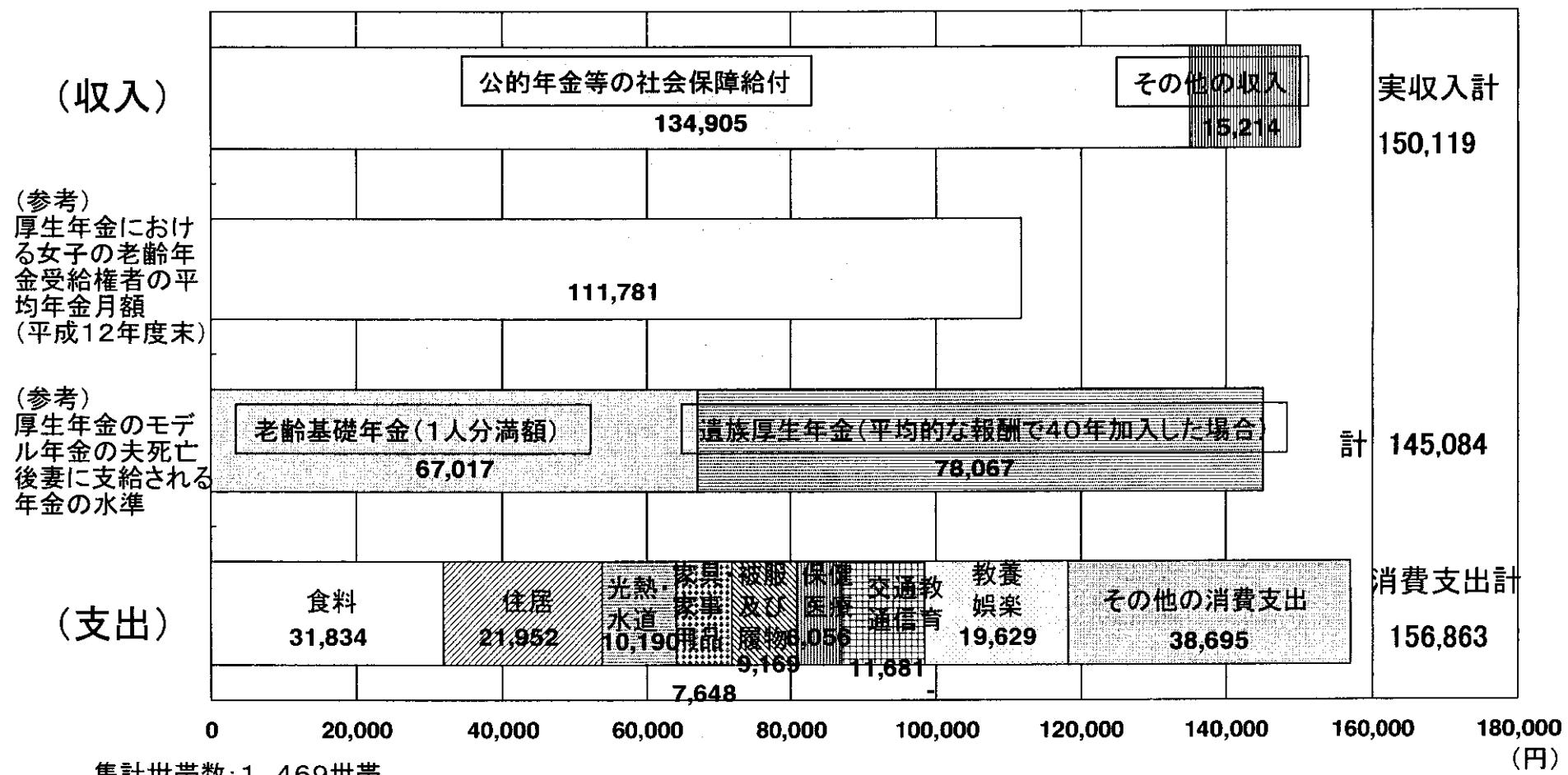
集計世帯数: 282世帯

(注)男女別のデータはない。

(出所)総務省統計局「平成13年単身世帯収支調査」

高齢(60歳以上)女性単身無職世帯の収入と支出(平成11年全国消費実態調査)

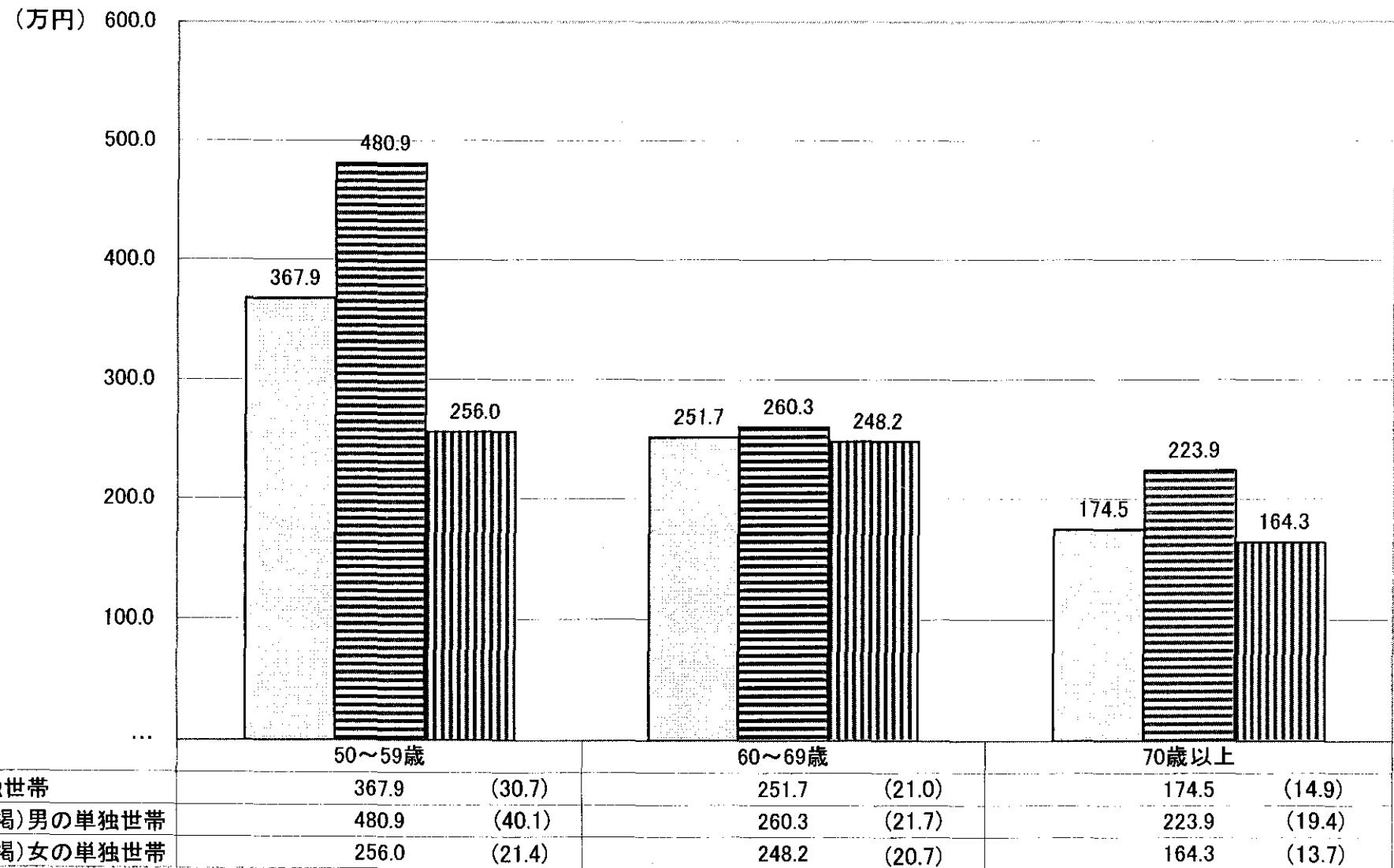
- 高齢女性単身無職世帯の家計は、平均的にみると、厚生年金の女子の老齢年金受給権者の平均年金月額を超え、厚生年金のモデル年金の夫死亡後妻に支給される年金の水準にほぼ匹敵する社会保障給付を主な収入として営まれている。
- 高齢女性単身無職世帯の公的年金等の社会保障給付をみると、消費支出の大部分がカバーされている。



(出所) 総務省統計局「平成11年全国消費実態調査」



高齢単独世帯における収入の状況(有業を含む)

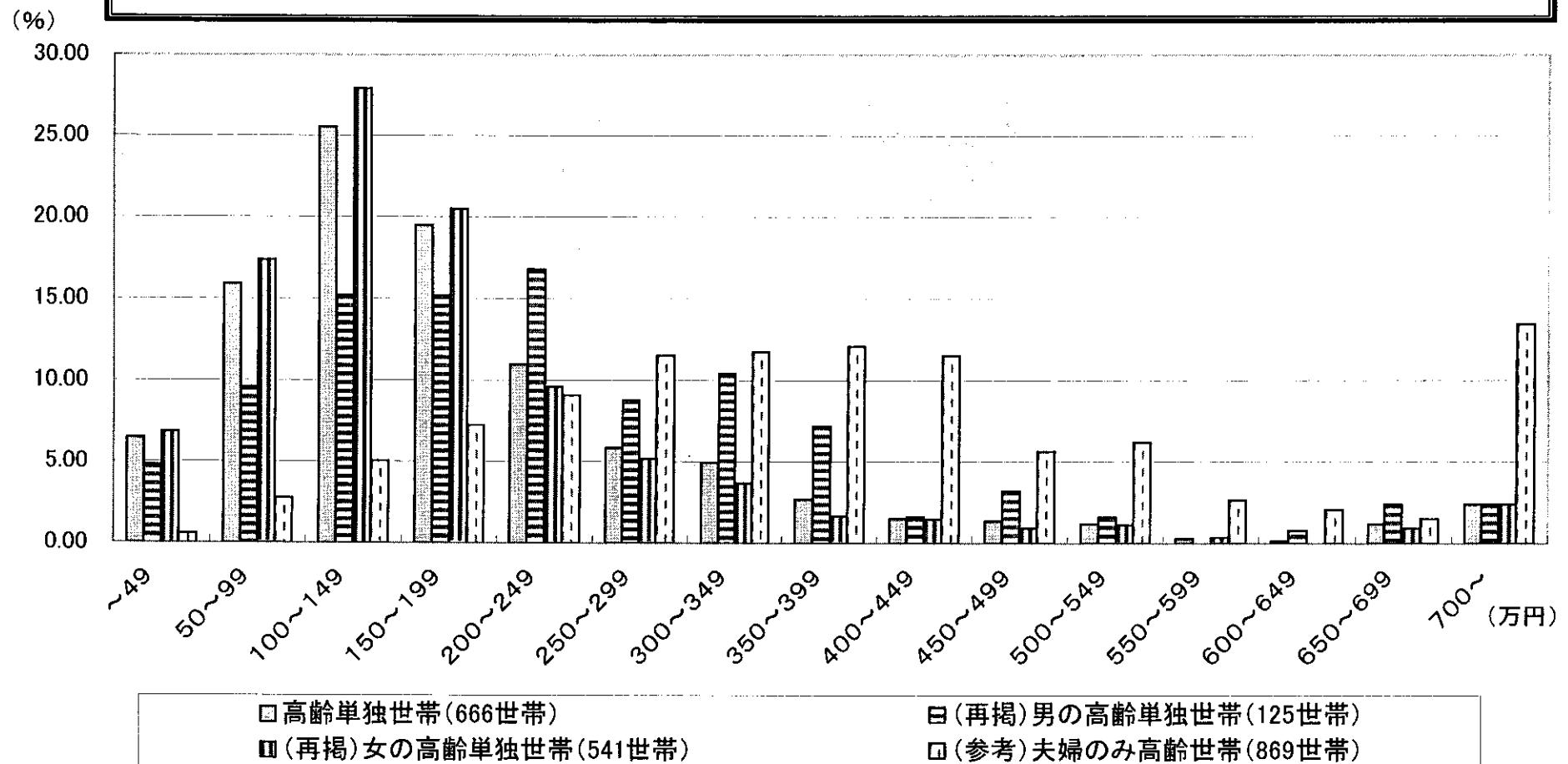


※括弧内は月額換算

(出所)平成12年国民生活基礎調査

高齢(65歳以上)単独世帯の収入分布(有業を含む)

- 高齢単独世帯の年収をみると、100万円台前半(月額換算約8~12万円台)を中心に分布している。
- そのうち、高齢男性の単独世帯をみると年収200万円台前半(月額換算約16~20万円台)、高齢女性の単独世帯では年収100万円台前半(月額換算約8~12万円台)を中心に分布している。
(夫婦のみ世帯では、年収300万円台後半を中心に分布している。)



(注1)夫婦のみ高齢世帯は、夫婦いずれか一方、もしくは双方が65歳以上である世帯。

(注2)縦軸の%は、各世帯構造別の総集計世帯数に対する当該収入階級に属する世帯数の割合を表す。

(注3)凡例欄中の括弧内の数字は総集計世帯数。

(出所)平成12年国民生活基礎調査